

1. コミュニティ交通の基本的な考え方

■コミュニティ交通とは、熊本市公共交通基本条例に基づき、既存の公共交通の利用ができない、もしくは不便な公共交通空白・不便・準不便地域に対して導入を行う、新たな公共交通の形態です。

■対象地域は人口が少なく、赤字運行となるため行政からの補助が必要となります。運行車両をバスではなく小型化したり、利用時のみ運行するデマンド運行方式など経費を抑えながら、地域・運行事業者と協働して導入に取り組むものです。

○熊本市公共交通基本条例 第2条…公共交通空白・不便地域等の定義

公共交通空白地域とは、
最寄のバス停や鉄道駅から直線で1,000m以上離れた地域

公共交通不便地域とは、
空白地域以外の地域で、最寄のバス停や鉄道駅から直線で500m以上離れた地域

公共交通準不便地域とは、
空白・不便地域以外の地域で、地形その他特段の理由により不便地域に準すると市長が認めた地域

2. 路線設定の考え方

(1) 公共交通空白地域

- ①運行路線は定路線とする
- ②最寄りのバス停・鉄道駅に接続する
- ③病院・商業施設等への経路を考慮

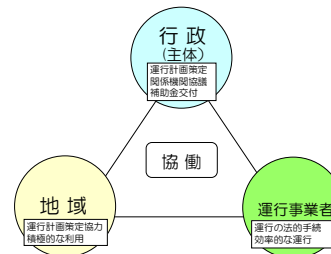
(2) 公共交通不便地域等

公共交通空白地域の考え方を基本とし、
地域のニーズや状況に応じて弾力的運用を図る

3. 協働体制

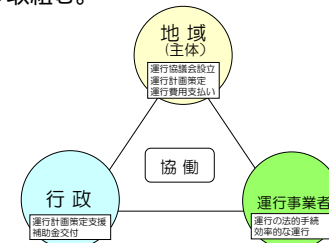
(1) 公共交通空白地域

通院や買い物など、日常生活に必要な最低限の移動手段の確保を図ることを目的とする。導入にあたっては、行政が主体となって地域と協働しながら取り組む。



(2) 公共交通不便地域等

日常生活に必要な最低限の移動手段が確保されている中で、さらなる移動利便性向上を地域自身で確保することを目的とする。導入にあたっては、地域が主体となって、行政が支援する協働体制により取り組む。



4. 運行の内容

(1) 公共交通空白地域

- ①運行形態: デマンド方式
- ②運行事業者: タクシー事業者
- ③運行車両: 小型タクシー
- ④運行日: 毎日運行可能
- ⑤便数: 1日最大4往復8便
- ⑥運行ダイヤ: 接続するバス・鉄道の発着ダイヤに合わせて設定
- ⑦利用料金等: 中学生以上200円、小学生100円でタクシー料金との差額を市が補助

(2) 公共交通不便地域等

- (1)のデマンド方式による運行内容と下記の事項を含め、地域が選択する。
- ①運行形態: 定時運行、過疎地有償運送
 - ②運行事業者: 交通事業者、NPO法人等
 - ③運行車両: マイクロ、ワゴン、普通車
 - ④運行日: 隔日運行等地域が選択
 - ⑤運行ダイヤ: 地域が選択
 - ⑥利用料金等: 3年目以降は300万円を上限に運行経費の70%を市が補助

5. 路線のイメージ

